

平成27年度法務省調達改善計画の概要

目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)及び「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ)に基づき、調達の適切性及び透明性を確保し、国民に対して質の高い公共サービスをより効果的に提供するため、PDCAサイクルにより、調達改善を推進するに当たり、法務省が取り組むべき事項等について定める。

調達の現状分析

○ 法務省の調達の全体像(平成25年度)

契約件数 約6,800件

契約金額 約1,400億円

そのうち、物品役務等が件数で9割以上、金額で8割以上を占める。

また、法務本省における調達が、全契約金額の約6割を占める。

○ 随意契約及び一者応札の改善状況

これまでの取組により、競争性のない随意契約及び一者応札について、以下のとおり改善。

- ・ 全契約件数に占める競争性のない随意契約の割合

平成17年度 58%

⇒ 平成25年度 17%

- ・ 一者応札件数

平成20年度 1,346件

⇒ 平成25年度 916件

調達改善の取組内容

○ 重点的な取組

- ・ 情報システムに係る調達<法務本省における主要な調達>

国庫債務負担行為による複数年度契約の活用とともに、調達改善の取組に関しCIO補佐官の知見を活用し、契約の競争性の確保等を図る。

- ・ 庁舎維持管理に係る調達<「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等に基づく調達>

国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等により、調達費用の削減等を図る。

○ 継続的な取組

- ・ 随意契約及び一者応札となっている調達

仕様の見直し、明確化等により、調達内容の水準の向上、契約の競争性の確保等を図る。

- ・ 庁費類(汎用的な物品役務等)の調達

合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を推進する。

- ・ リサイクルトナーの活用

プリンタ等に機器において、リサイクルトナーを積極的に活用する。

- ・ 少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施

会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、事務負担等を考慮の上、案件に応じて一般競争入札による契約方式又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討し、実施する。

- ・ カード決済の活用

- ・ 旅費業務の効率化

- ・ ネットオークションの活用

- ・ 人事評価への反映

- ・ 人材の育成

- ・ 内部監査の活用

- ・ 外部有識者による個別調達案件の点検

推進体制

- ◇ 本計画に定める各事項を着実に実施するため、「法務省行政事業レビュー推進チーム」により取り組む。
- ◇ 外部有識者である契約監視会議の各委員に、取組に関する指導、助言等を求める。

自己評価の実施等

- ◇ 上半期及び年度終了後において、実施した取組内容について把握し、目標の達成状況、今後の対応方針等について、自己評価を行う。
- ◇ 本計画に関する取組状況等は、法務省ホームページにおいて公表する。